

ここに  
注目!

# 労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向については「労働法ナビ」のNewsでご覧いただけます  
(<https://www.rosei.jp/lawdb/>)

## 労働保険関係

### 平成27年 8 月 1 日以降の雇用保険における 基本手当・雇用継続給付の支給限度額等の見直し内容

雇用保険の基本手当は、離職者の賃金日額を基に算定される。賃金日額には上限額と下限額が設定されているが、「毎月勤労統計調査」による平均給与額（毎月決まって支給する給与の年度による平均額）の増減により、毎年 8 月 1 日に当該金額が見直される。今年も、平成26年度の平均給与額が前年度比で約0.07%増加したことから、賃金日額の上限額が若干の引き上げとなった。以下では、この賃金日額の見直し内容と、それに伴う基本手当、高年齢雇用継続給付等の雇用継続給付の支給限度額の変更等について解説する。

雇用保険法第18条第1項及び第2項の規定に基づき同条第3項に規定する自動変更対象額を変更する件（平27. 7.21 厚労告321）

雇用保険法第19条第2項の規定に基づき同条第1項第1号に規定する控除額を変更する件（平27. 7.21 厚労告322）

雇用保険法第61条第7項の規定に基づき同条第1項第2号に規定する支給限度額を変更する件（平27. 7.21 厚労告323）

吉田<sup>たかひろ</sup> 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

#### 1. 賃金日額・基本手当日額の変更

基本手当の日額とは、賃金日額（原則として離職前 6 カ月間に支払われた賃金額を180で除した額）に50～80%（離職時の年齢が60～64歳は45～80%）の給付率を乗じて得た額をいう。この給付率は、賃金日額が低額な人ほど高く設定され、基本手当日額が過度に低くならないような仕組みとなっている。

賃金日額には上限額と下限額が設けられており、「毎月勤労統計調査」の平均給与額の増減に基づき、毎年 8 月 1 日に変更される。これは景気等

による賃金額の増減を賃金日額に反映するためである。このように賃金日額の上限額と下限額を毎年定期的に見直すことで、賃金日額に給付率を乗じて算出する基本手当日額の上限・下限も自動的に調整される仕組みとなっている。

今年も、平成26年度の平均定期給与額が前年度比で約0.07%増加したことから、賃金日額の上限額が若干の引き上げとなり、それを受けて基本手当日額の上限額も引き上げとなった[図表1]。離職時の年齢の賃金日額に応じた基本手当日額の水準は[図表2]のとおりである。なお、増加率がわ

**図表 1** 平成27年 8 月 1 日以降の賃金日額と基本手当日額の上限額・下限額

①上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)		
	変更前	変更後	変更前	変更後	前年度増減
29歳以下	12,780	12,790	6,390	6,395	+5
30～44歳	14,200	14,210	7,100	7,105	+5
45～59歳	15,610	15,620	7,805	7,810	+5
60～64歳	14,910	14,920	6,709	6,714	+5

<例> 29歳で賃金日額が14,000円の場合は、上限額（12,790円）が適用されるため、平成27年 8 月 1 日以降分の基本手当日額は6,395円となる。

②下限額

離職時の年齢	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円) ※		
	変更前	変更後	変更前	変更後	前年度増減
全年齢	2,300	2,300	1,840	1,840	±0

※基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,840円になる。

**図表 2** 平成27年 8 月 1 日以降の離職時年齢の賃金日額に応じた基本手当日額の水準

離職時の年齢	賃金日額	給付率	基本手当日額
29歳以下 [注 1]	2,300円以上 4,600円未満	80%	1,840～3,679円
	4,600 // 11,660円以下	80～50%	3,680～5,830円
	11,660円超12,790円以下	50%	5,830～6,395円
	12,790円（上限額）超	—	6,395円（上限額）
30～44歳	2,300円以上 4,600円未満	80%	1,840～3,679円
	4,600 // 11,660円以下	80～50%	3,680～5,830円
	11,660円超14,210円以下	50%	5,830～7,105円
	14,210円（上限額）超	—	7,105円（上限額）
45～59歳	2,300円以上 4,600円未満	80%	1,840～3,679円
	4,600 // 11,660円以下	80～50%	3,680～5,830円
	11,660円超15,620円以下	50%	5,830～7,810円
	15,620円（上限額）超	—	7,810円（上限額）
60～64歳	2,300円以上 4,600円未満	80%	1,840～3,679円
	4,600 // 10,500円以下	80～45%	3,680～4,725円
	10,500円超14,920円以下	45%	4,725～6,714円
	14,920円（上限額）超	—	6,714円（上限額）

- [注] 1. 離職時の年齢が65歳以上で、高年齢求職者給付金を受給する場合もこの区分を適用。  
 2. 下限額は離職時の年齢に関係なく一律（1,840円）、上限額は年齢区分に応じて異なる。

ずかであるため、下限額についての引き上げは行われていない。

## 2. 失業期間中に収入を得た場合の基本手当の減額算定に関する控除額の変更

失業の認定を受ける期間中に自己の労働<sup>\*</sup>によって収入を得た場合、その収入の1日分に相当する額から控除額を控除した額と基本手当日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えると、その超える額のみだけ基本手当の日額は減額される〔図表3〕。この控除額が、平成27年8月1日以降1286円から1287円に引き上げられた。なお、自己の労働によって得た収入だけで賃金日額の80%相当額を超えるときは、基本手当は支給されない。〔失業期間中に収入を得た場合の基本手当の計算〕

### ①「不支給」のケース

収入額 - 控除額 (1287円) > 賃金日額の80%

### ②「全額支給」のケース

基本手当 + 収入額 - 控除額 (1287円) ≤ 賃金日額の80%

### ③「減額支給」のケース

基本手当 + 収入額 - 控除額 (1287円) > 賃金日額の80%

※原則として1日4時間未満の労働が減額調整の対象となる。1日の労働が4時間以上となる場合、その日は就労したことになり、基本手当の支給対象とはならない。

<例>

賃金日額7000円、基本手当の日額4886円の子(60歳未満)が、失業の認定期間(28日間)中に2日間内職し、内職により6000円を得た場合における認定期間分の基本手当の支給額(上記③のケースに該当)

#### (1) 1日当たりの減額分

$$\{(6000円 \div 2 - 1287円) + 4886円\} - 7000円 \times 80\% = 999円$$

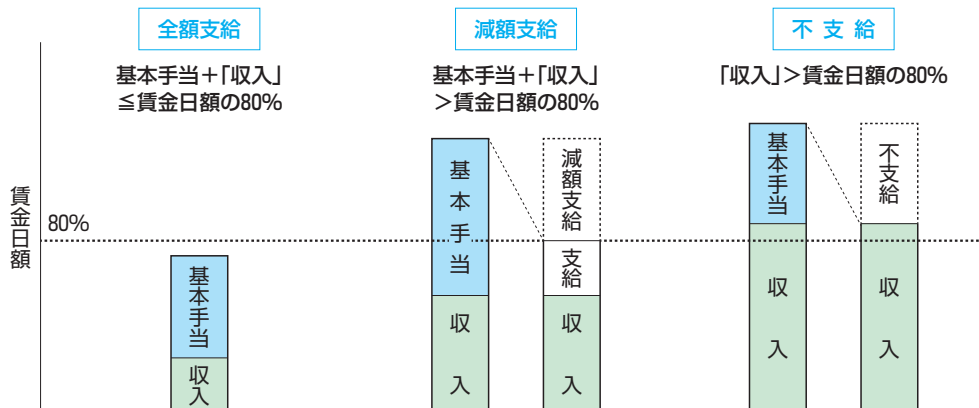
#### (2) 基本手当の支給額

$$4886円 \times (28日 - 2日) + (4886円 - 999円) \times 2日 = 13万4810円$$

図表3 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額

※控除額とは、

- ①失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合、1日当たりの収入から控除額を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えるとき、当該超える額のみだけ基本手当の日額は減額される。
- ②上記収入から控除額を控除した額が賃金日額の80%相当額を超えるときは、基本手当は支給されない。



- 〔注〕 1. 「収入」=「収入の1日分に相当する額」-1,287円(改正後)。  
2. 説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

資料出所：厚生労働省「雇用保険の基本手当日額の変更」〔別添1〕〔図表4〕も同じ

### 3. 高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の支給限度額等の変更

「毎月勤労統計調査」の平均給与額の増減を基にした賃金日額の変更に伴い、平成27年8月1日以降の支給対象期間から、下記の雇用継続給付の支給限度額も変更となる。

#### [1] 高年齢雇用継続給付

##### (1) 支給限度額、最低限度額

- 支給限度額 34万761円→34万1015円
- 最低限度額 1840円（変更なし）

支給対象月に支払いを受けた賃金額が上記支給限度額以上であるとき、高年齢雇用継続給付は支給されない[図表4]。また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、「34万1015円（支給限度額）－（支給対象月に支払われた賃金額）」が支給額となる。

なお、高年齢雇用継続給付として算定された額が、最低限度額である1840円を超えない場合は、支給されない。

##### (2) 高年齢雇用継続給付の給付金の算定の基となる

###### 60歳到達時等の賃金月額の上限額・下限額

- 上限額 44万7300円→44万7600円
- 下限額 6万9000円（変更なし）

60歳到達時の賃金が上記の上限額以上（下限額

未満）であるときは、上限額（下限額）を用いて支給額が算定される。

#### [2] 育児休業給付

- 支給限度額 上限額
- (1) 支給率67% 28万5420円→28万5621円
- (2) 支給率50% 21万3000円→21万3150円

(1)は、平成26年3月28日に成立した改正雇用保険法によって、育児休業を開始してから180日目までは、育児休業給付の支給率を休業開始前の賃金の67%とする暫定措置である（改正前は全期間について50%）。

#### [3] 介護休業給付

- 支給限度額 上限額 17万400円→17万520円

### 4. 実務への影響

基本手当その他上記雇用継続給付の支給限度額が引き上げとなったことで、平成27年8月1日以降の対象期間については、各給付の支給額が増額となる場合がある。なお、この支給額の計算はハローワークが行うため、今回の変更を受けて、会社側および受給者が別途手続きを行う必要はない。

ただし、高年齢雇用継続給付の支給額を考慮して60歳以降の給与額を設定している会社では、給与額の見直し等を要する場合がある。

図表4 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額

※支給限度額とは、

- ① 支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されない。
- ② 支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額とが支給限度額を超えるときは、 $(\text{支給限度額}) - (\text{支給対象月に支払われた賃金の額})$ が高年齢雇用継続給付の支給額となる。

(例)

